



令和6年度 埼玉県学校医研修会

期 日 : 令和6年11月17日(日)

主 催

埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会
(一社) 埼玉県医師会 埼玉県医師会学校医会



埼玉県マスコット
「コバトン」

Zoom使用マニュアル

1

目次

- | | | |
|---|--------------|----------|
| 1 | Zoomアプリの準備 | ・・・スライド1 |
| 2 | 研修会への参加 | ・・・スライド3 |
| 3 | チャット機能による質問 | ・・・スライド5 |
| 4 | 不具合が起きた場合の対応 | ・・・スライド6 |

オンライン参加者へのお願い

研修会参加中、

お名前は「氏名（フルネーム）」と表示

2

1 Zoomアプリの準備 ①アプリのインストール

本講演はZoomを使用して配信を行います。ブラウザ（Microsoft Edgeやgoogle Chromeなど）からの視聴も可能ですが、下記の方法でアプリをインストールしておくことをおすすめします。



ZoomのWebサイト（右下リンク）最下部にある「ダウンロード」をクリックしてください。



表示された画面の「ミーティング用Zoomクライアント」の「ダウンロード」をクリックしてください。



ダウンロード完了の表示画面にある「ファイルを開く」をクリックしてください。



ダウンロード完了後、サインイン画面が表示されたらインストール完了です。

(参考) <https://www.zoom.us/>



1

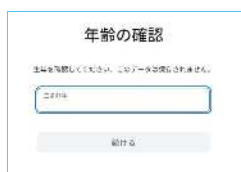
3

1 Zoomアプリの準備 ②ユーザー登録

無料でアカウントを作成することができます。



アプリをひらき、右下にある「サインアップ」をクリック



「生年月日」「メールアドレス」を入力



入力したメールアドレスに届いた認証コードを入力。あるいは、メールに記載されたリンクにアクセスします

氏名・パスワードを登録して完了です。

(参考) 新規ユーザー向けの入門ガイド(zoom) :

<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/360034967471-%E6%96%B0%E8%A6%8F%E3%83%A6%E3%83%BC%E3%82%B6%E3%83%BC%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%AE%E5%85%A5%E9%96%80%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89>



2

4

2 研修会への参加

(1) URLから参加

アプリが最新の状態に更新されているか確認！！

「URL」

<https://pref-saitama-lg-jp.zoom.us/j/97930200323?pwd=4a8tfbDST7vIUmbVICCzRMgYbUJKLi.1>

ミーティングパスワードを入力

「パスワード」を入力

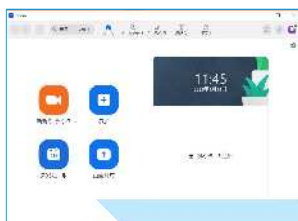
「パスワード」
a1234567

3

5

2 研修会への参加

(2) アプリから参加



ホーム画面上にある
「参加」をクリック

「ウェビナーID」
979 3020 0323
「パスワード」
a1234567

ミーティングに参加

ミーティング ID またはパーソナルリンク名

名前
(所属) 氏名

将来のミーティングのためにこの名前を記憶

オーディオに接続しない

マイビデオをオフにする

「参加」をクリックすると、当社のサービス利用規約とプライバシーポリシーに同意したことになります。

参加 キャンセル

「ウェビナーID」を
入力

「氏名（フルネーム）」
を入力

「パスワード」を入力して
ください。入力後、画面が
変わり入室できます。

4

6

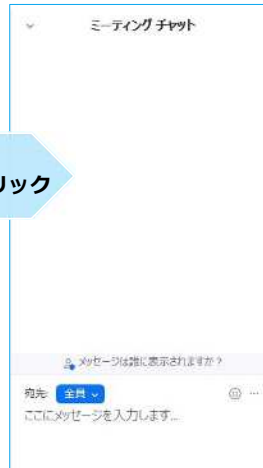
3 チャット機能による質問

○質問の入力



画面下部にある
「チャット」をクリック

※ご質問は協議に関する内容のみと
させていただきます。
不具合等に関するお問い合わせは、
受け付けていませんので、あらかじめ
ご了承ください。



●宛先は「全員（全てのパネリスト）」
のままにしてください。

●質問内容を入力してください。
●改行する際は、「Shift」と
「Enter」を同時に押してください。

●入力が完了したら「Enter」を
押してください。

※質問は参加者全員に
表示されます。

5

7

4 不具合が起きた場合の対応

■ 動画の動きが遅い

- ①インターネット環境を確認する
：電波の悪い場所では円滑に動画を視聴することが難しくなることがあります。
- ②使用していないアプリやソフトを終了する
：複数のアプリを同時に起動していると、パソコン等の動きが遅くなる場合があります。
- ③端末を再起動する
：スマートフォンの一部機種では「電源オフ」→「電源オン」に、
パソコンの場合は「再起動」をしてください。
- ④ZOOMアプリの再インストールを行う
：一度削除して再インストールすることで不具合が解消することがあります。

■ 音が聞こえない

PC本体の設定を御確認ください。
「設定」→「サウンド」から確認いただけます。

6

8

4 不具合が起きた場合の対応（表示名の変更）

●入室前に「表示名」を変更する方法



The screenshot shows the Zoom web interface. At the top, there are navigation links: 'zoom', 'プロダクト', 'ソリューション', 'リソース', 'プランと料金', 'スケジュール', '参加', 'ホスト'. Below this is a sidebar menu with 'プロフィール' highlighted in blue and a red arrow pointing to it. Other menu items include 'ミーティング', 'ウェビナー', '個人連絡先', 'レコーディング', '設定', 'レポート', and 'アカウントプロフィール'. The main content area has a notice about profile information and a profile card with a red arrow pointing to the '編集' (Edit) button.

7

1 行政説明（1）

埼玉県教育局の取組（保健体育課）

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

※この行政説明資料は、県内養護教諭を対象とした研修会で、県教育局の取組について説明・配布したものの一部です。
学校医の先生方には、学校から相談や助言を求められた際の参考に活用いただけると幸いです。



埼玉県マスコット
「コバトン」

令和6年度
埼玉県学校医研修会

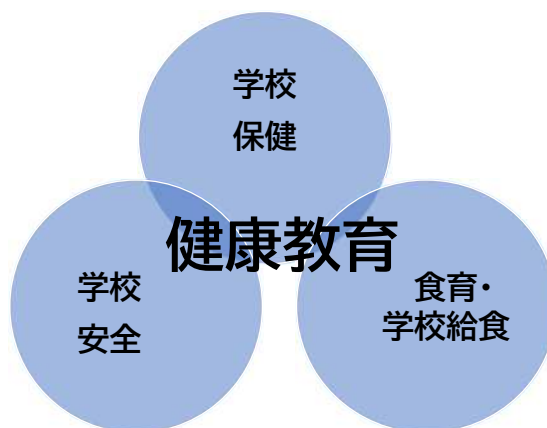
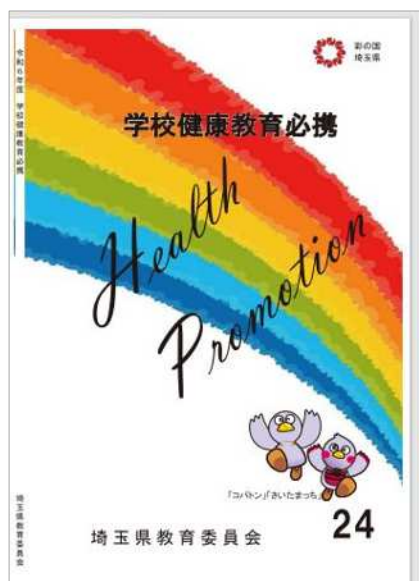


行政説明(1) 埼玉県教育局の取組

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

1

健康教育



<https://www.pref.saitama.lg.jp/f221/kennkoukyouikuhikkei.html>

2

学校保健安全法施行規則 第22条

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。(定期健康診断)
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。(就学时健康診断)
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

3

児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項

R6.9.26付け教保体第1066号

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」

- (1) 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について
- (2) 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について
- (3) 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について
- (4) 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について
- (5) 健康診断と学校保健計画について

学校保健・学校安全・学校給食参考通知集

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

4

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断の実施について

R3.3.26付け事務連絡

「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」

1. 健康診断を実施するに当たっては、**児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施**を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法(脱衣を含む)について共通認識を持ち、**必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得る**など、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等の**プライバシーの保護**に十分な配慮を行うこと。また、**検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護**にも配慮すること。
3. **衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど**、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、**個別の診察スペースの確保**や、実情に応じて**教職員の役割分担(補助や記録)**についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、**保健調査票等**が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

https://www.mext.go.jp/content/20210422-mext_kenshoku-10000617_1.pdf

5

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断の実施について

R6.2.26付け教保体第1725号

「児童生徒等の健康診断時における配慮について」

学校と学校医が
健康診断について
打ち合わせをする際の
参考資料

The image shows two sample documents. The left document is a checklist titled '検査・診察時の対応及び服装についての留意点' (Points to be noted regarding response and clothing during examination/consultation). It includes sections for 'プライバシー等への配慮' (Consideration for privacy, etc.), '児童生徒等及び保護者の理解' (Understanding of children/students and guardians), '当日 トラブルを避けるための取組' (Measures to avoid trouble on the day), and '内科検診における留意点' (Points to be noted in internal medicine checkups). The right document is a notice titled 'ほげんだより (例) 内科検診のお知らせ' (Example of internal medicine checkup notice). It includes information about the checkup, a diagram of a person, and a list of items to bring.

学校保健・学校安全・学校給食参考通知集
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

6

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断の実施について



令和4年2月24日
「子供の運動器の健康
—学校における運動器検診の手引—
(公益財団法人 日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/257>

7

健康診断を受けることができなかった 児童生徒等への健康診断の対応について

R6.9.26付け教保体第1066号

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」

健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施され者であり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒に対しても、規則第5条ただし書に基づき健康診断を受ける機会を確保する必要があります。各学校においては、プライバシー通知およびマニュアルにあるように、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど、適切に対応してください。

R6.1.24付け教保体第1593-1号

「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」

特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。また、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

8

健康診断を受けることができなかった 児童生徒等への健康診断の対応について

◆学校保健安全法（児童生徒等の健康診断）第13条

学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。第十四条学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

◆学校保健安全法施行規則（時期）第5条

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までにを行うものとする。**ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。**

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者(第六条第三項第四号に該当する者に限る。)については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

9

健康診断における月経随伴症状等の 早期発見及び保健指導等の実施について

○令和3年12月14日付け 事務連絡
「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」



毎年度定期の健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、**所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど、適切に対応**

(参考) 児童生徒の健康診断マニュアル 平成27年度改訂
(公益財団法人 日本学校保健会)
P99～ 1 産婦人科医への相談基準 等

保健調査票の活用

健康相談・保健指導の体制づくり

10

参考資料



令和3年3月25日
「学校検尿のすべて 令和2年度改訂」
(公益財団法人 日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/244>



令和3年3月25日
「学校心臓検診の実際 令和2年度改訂」
(公益財団法人 日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/246>

11

健康相談・保健指導

(1) 法的根拠・目的

【学校保健安全法 第8条（健康相談）】

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

【学校保健安全法 第9条（保健指導）】

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

養護教諭等を中心に連携し、児童生徒の健康課題について、
専門的立場から個別・集団に対し相談や指導を行う

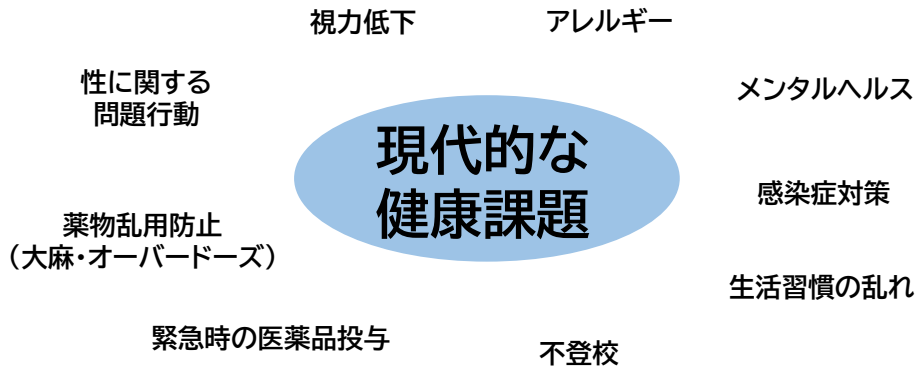
- ・対象者の把握(保健指導の必要性の判断)
- ・健康課題の把握、保健指導の目標の設定
- ・指導方針、指導計画の作成と役割分担
- ・実施、評価

(参考)

教職員のための子供の健康相談及び
保家指導の手引きー令和3年度改訂ー

12

健康相談・保健指導



13

ICT活用の推進に伴う健康課題への対応

R6.8.16付け【保体課・事務連絡】
子供の目の健康を守るための啓発資料について



- ・近視は、将来の目の病気（後囊下白内障、緑内障、網膜剥離）との関連が大きい。
- ・近視は、遺伝要因と環境要因の両方がある。
- ・近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられている。
環境要因として屋外で過ごす時間の減少や近業（近い所を見る作業）の増加等が指摘されている。
- ・視力低下や近視の予防に向けて
 - － 1日1時間半は屋外で過ごす
 - － 休日では、1日2時間は屋外で過ごす

児童生徒の近視実態調査について（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2024/attach/mext_01403.html

14

学校における緊急時の医薬品

R6.5.2付け【教保体第14号】

「学校等における緊急時の医薬品投与について」

●緊急時に教職員が使用しても、医師法違反とならない医薬品

- ・エピペン
- ・てんかん発作時の坐薬
- ・てんかん発作時の口腔用液（プロラム®）
- ・重度の低血糖時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスマー®）

●4つの条件

- ①当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・学校においてやむを得ず座薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・医薬品の使用の際の留意事項
- ②当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に医薬品を使用することについて、具体的に依頼していること。
- ③当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して医薬品を使用すること
 - ・当該児童生徒がやむを得ず医薬品を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること
 - ・医薬品の資料の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・その他
- ④当該児童生徒の保護者又は教職員は、医薬品を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関で受診させること

学校保健・学校安全・学校給食参考通知集

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

15

医薬品等の取扱い



令和6年8月30日

「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂追補版」
（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/274>

16

ICT活用の推進に伴う健康課題への対応



(例)
○平日の1日当たりのインターネットの利用時間が長くなると、友人等とのコミュニケーションのための利用時間が男女ともに長くなる傾向が認められた。特に女子でその傾向が顕著であった。

○男女ともに約8割の生徒がインターネットの利用により、「**学校の成績や学業へ支障をきたしたことがある**」または「**睡眠時間が短くなることもある**」と回答していた。

○男子は**ゲームアプリでのお金の使い過ぎ、親に話しにくいサイト(アダルトサイト、犯罪行為やその方法を掲載しているサイト等)の閲覧経験のある生徒が多かった。**

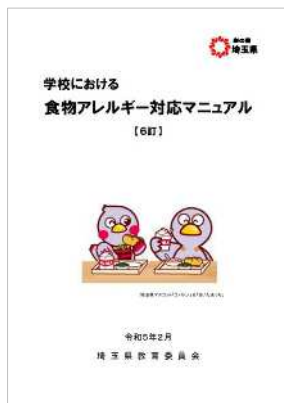
○**ダイエットおよびモデルのような体形への願望等について肯定的に考えている生徒では、情報の入手先として「インターネット」の割合が高く、特に女子の方が高かった。**

○**知り合っすぐの相手と性行動をすることについて「構わない」と「どちらかと言えば気にならない」と肯定的な回答をした生徒は、性に関する情報の入手先として「インターネット」の割合が高かった。**

メディアリテラシーと健康行動に関する調査委員会報告書
＜令和3年3月発行＞(公益財団法人日本学校保健会)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/247>

17

食物アレルギー疾患への対応



「学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】」
埼玉県教育委員会

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/saishuban-asshukuban-foodallergy6teiichibushusei.pdf>



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(令和元年度改訂)」公益財団法人 日本学校保健会

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226#:~:text=%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%AE%E3%82%A2%E3%83%AC%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E7%96%BE%E6%82%A3>

18

食物アレルギー疾患への対応

令和4年4月1日事務連絡
「保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について」
(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

- ・保険適用の対象となるのは、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー
- ・保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、
本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えない。
- ・主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならない
- ・当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要がある。

学校保健・学校安全・学校給食参考通知集
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

19

県立学校におけるシックスクール問題対応マニュアル



(目次)

- 1 学校における化学物質による健康被害
- 2 対応方針
- 3 健康被害の発生の予防等
- 4 健康被害が発生した（と疑われる）場合の対応
- 5 いわゆる「化学物質過敏症」への対応
- 6 Q&A
- 7 参考資料・参考通知

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/230687/sickschool_r5.pdf

20

県立学校のシックスクール問題対応マニュアル



様式2 健康相談チェックシート

◆発症方法

日時 _____ 年 ____ 月 ____ 日 () ____ 時 ____ 分

病名 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

場所 活動 _____

◆症状

□目の症状：かゆみ、あぶり、チカチカ 症状：軽/中/重

□鼻の症状：鼻がつまる、鼻水、ムズムズ 症状：軽/中/重

□呼吸器の症状：声がかたくなる、乾癆する、咳、呼吸困難 症状：軽/中/重

□皮膚の症状：乾癆する、赤くなる、かゆく、かき止、かゆい 部位： _____ 症状：軽/中/重

□全身の症状：頭痛、悪寒発熱、だるい、集中力減退、不眠症、吐き気、嘔吐 症状：軽/中/重

◆既往症

□アレルギー：無/有

□化学物質への過敏反応：無/有

□学校又は教室以外の発症

◆検査・対応

対応 □保健室への連絡 □保健機関への受診

◆室内環境

汚染源の調査

換気設備

換気状況

検出していた物質/異臭

発生状況

その他 _____

◆学校周辺の状況

□工事 □農業耕作 □化学工場等の発生 □野焼きや落ち葉燃焼

□その他 _____

パワーポイント形式でダウンロード可
https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kenritsu_sickschool.html

21

コロナ後遺症

○新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について

新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。

これらの後遺症が疑われる症状には、以下のようなものが報告されています。



出典：県ホームページ「新型コロナ後遺症外来について」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyoubu.html>

○学校の対応について

新型コロナ後遺症に悩む児童生徒に対しては、早期に受診を勧奨し、本人及びその家族の不安を解消しながら、学びの継続に繋げることが必要です。

児童生徒又は保護者から新型コロナ後遺症様症状について訴えがあった場合は、学校医等と連携して適切に健康相談等を実施するとともに、後遺症外来を設置する医療機関への受診を勧奨する。

県ホームページで検索できます

出典：令和5年7月6日付け教保体第675号「新型コロナ後遺症に係る周知について（通知）」



新型コロナ後遺症とは？

新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。

症状は？

- 倦怠感
- 喉・息苦しさ
- 嗅覚・味覚障害
- 脱毛
- 気分の低下

新型コロナ後遺症かな？と思ったら・・・

▶ 後遺症外来を行う医療機関にご連絡ください。

▶ 後遺症外来は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、状況に応じて変更される可能性があります。

▶ 相談予約は、各医療機関のホームページまたは電話にて実施されます。

ご近所の国庫一歩校の外へ

新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、発症後、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。

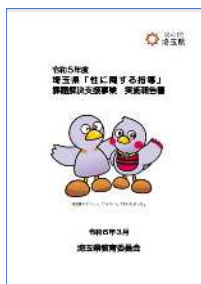
県保健医療部作成のチラシ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyoubu.html>

22

性に関する指導

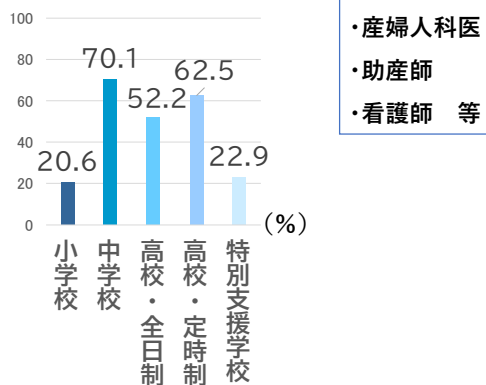
性に関する指導を行う際の留意点

- 児童生徒の発達段階を踏まえること
- 学校全体で共通理解を図ること
- 保護者の理解を得ること
- 各教科等における指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと



埼玉県「『性に関する指導』課題解決支援事業」実施報告書
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/seiniansurushidou.html>

Q 性に関する指導に、外部の指導者の協力を得ていますか？



- ・産婦人科医
- ・助産師
- ・看護師 等

令和5年度学校健康教育実践状況調査（埼玉県教育委員会）
 ＊調査対象：埼玉県内公立学校（さいたま市除く）

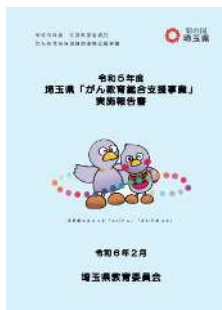
がん教育

◆がん教育の定義

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通じて、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

◆がん教育の目標

- ・がんについて正しく理解することができるようにする。
- ・健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。



埼玉県「がん教育総合支援事業」実施報告書
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/gan-houkokusyo.html>

◆実施した「がん教育」で外部講師を活用した学校数

小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特支
70	43	8	1	3

◆実施した「がん教育」で依頼した外部講師の職種

- ・がん専門医
- ・学校医
- ・その他の医師
- ・学校薬剤師等薬剤師
- ・保健師
- ・看護師
- ・がん経験者
- ・がん罹患者の家族等

令和5年度学校健康教育実践状況調査（埼玉県教育委員会）
 ＊調査対象：埼玉県内公立学校（さいたま市除く）

薬物乱用防止教育の推進

R6年4月2日付け【教保体第18号】
薬物乱用防止教育の推進について

R6年4月9日付け【教保体第105号】
薬物乱用防止教室等における薬物乱用防止指導員の活用について

R6年4月12日付け【教保体第113号】
令和6年度薬物乱用防止教室の開催について

- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、年1回以上、開催する。
- ・薬物乱用防止教室において、大麻や危険ドラッグの危険性について触れ、実態に応じて、医薬品の過量服薬の害などについても指導する。
- ・教職員、生徒だけでなく、保護者や地域住民に参加を求めて開催する。
- ・日時や場所だけでなく、学校がこのような取組を行う理由を周知するなどして薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得る。
- ・学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の外部講師の協力を得て、最新の情報収集に努める。

Q 薬物乱用防止教室を実施しましたか？

100%

25

薬物乱用防止教育の推進

- エナジードリンクとは、カフェインやアルギニンなどの成分が通常よりも多く含まれた清涼飲料水
- その興奮作用により活力がでるような印象を持たせたもので、「保健機能食品」ではない。
- サプリメントなどは1日の摂取目安量などの記載があるものもあるが、エナジードリンクにはない。

- ・16歳の健康な男子がカフェイン飲料を一気に飲み過ぎたことで死亡する事件があった。
- ・2017年（一社）全国清涼飲料連合会 カフェイン過剰摂取に対する注意文書
「カフェインを含む飲料水、医薬品などを同時期に飲用した場合、過剰摂取となる可能性があります。特にカフェイン含有医薬品と同時期に飲用しないでください。」
- ・ドーピングにおいては、カフェインは禁止薬物にはなっていないものの、スポーツにおける乱用のパターンを把握するために監視することを望むものの一つとしてされており、使用状況によっては、今後禁止薬物となる可能性も指摘されている。



参考）カフェインの過剰摂取について（農林水産省）、食品に含まれるカフェインの過剰摂取について（消費者庁）

26

(1) 学校における薬物乱用防止教育の充実 自尊心を高める指導の工夫



薬物問題を抱えた青少年（高校生）の特徴

- ①学校生活で孤立状態にある
- ②家庭生活において保護者と十分なコミュニケーションがとれていない
- ③乱用されるものが身近な状態にある

参考) 薬物乱用防止教室マニュアル(令和5年度改訂) 公益財団法人 日本学校保健会

27

(1) 学校における薬物乱用防止教育の充実 参考資料



薬物乱用防止教室マニュアル(令和5年度 改訂)
公益財団 日本学校保健会

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>

28

(1) 学校における薬物乱用防止教育の充実 参考資料



29

学校保健計画

(1) 法的根拠・目的

【学校保健安全法 第5条】

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○保健主事の役割

- ① 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- ② **学校保健計画の作成**
- ③ 学校保健に関する組織活動の推進

保健主事と連携した学校保健計画の立案・評価・改善

- ・学校及び児童生徒の実態や健康課題の把握
- ・定期健康診断、健康相談の実施状況、事後措置
- ・学校保健委員会や体育的行事等の実施状況
- ・校内巡視等

30

1 行政説明（2）

埼玉県教育局の取組（生徒指導課）

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課



埼玉県マスコット
「コバトン」

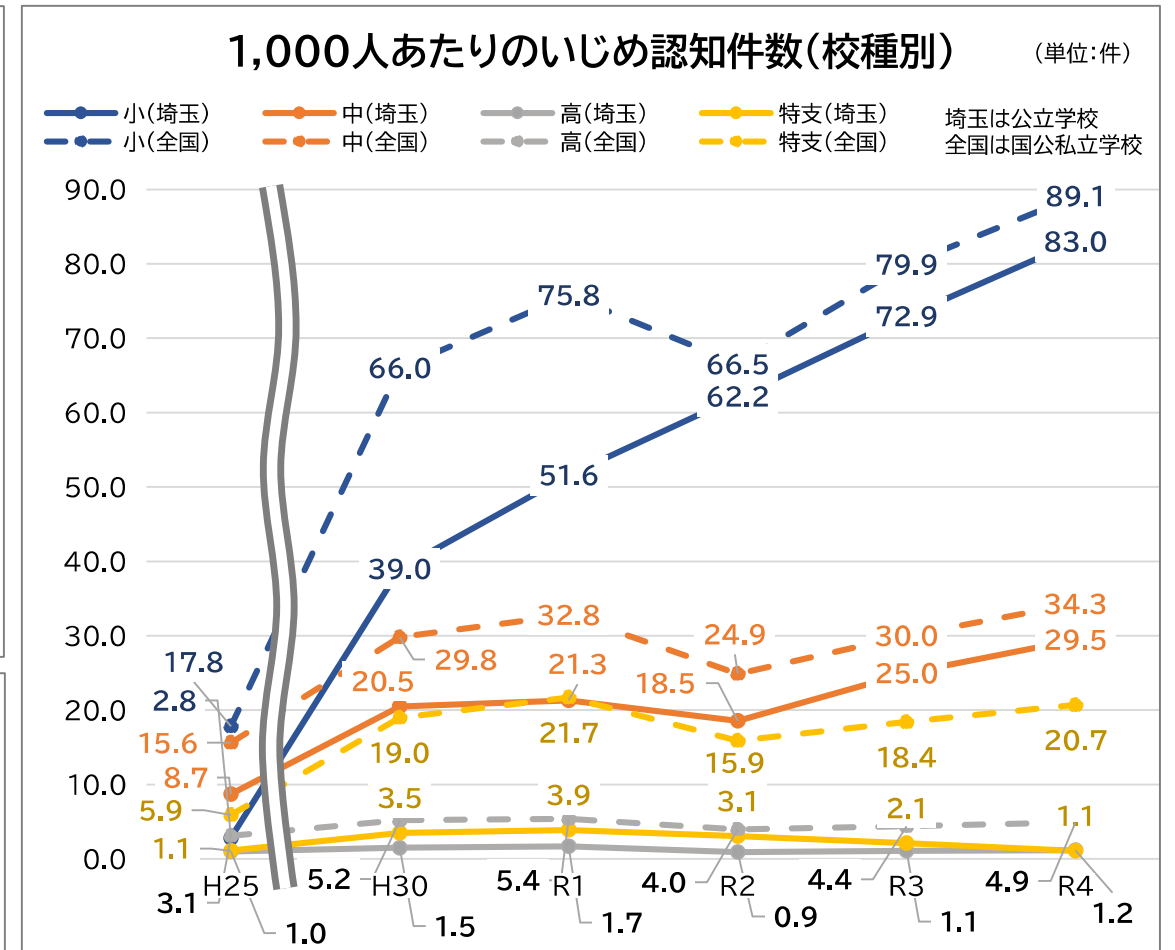
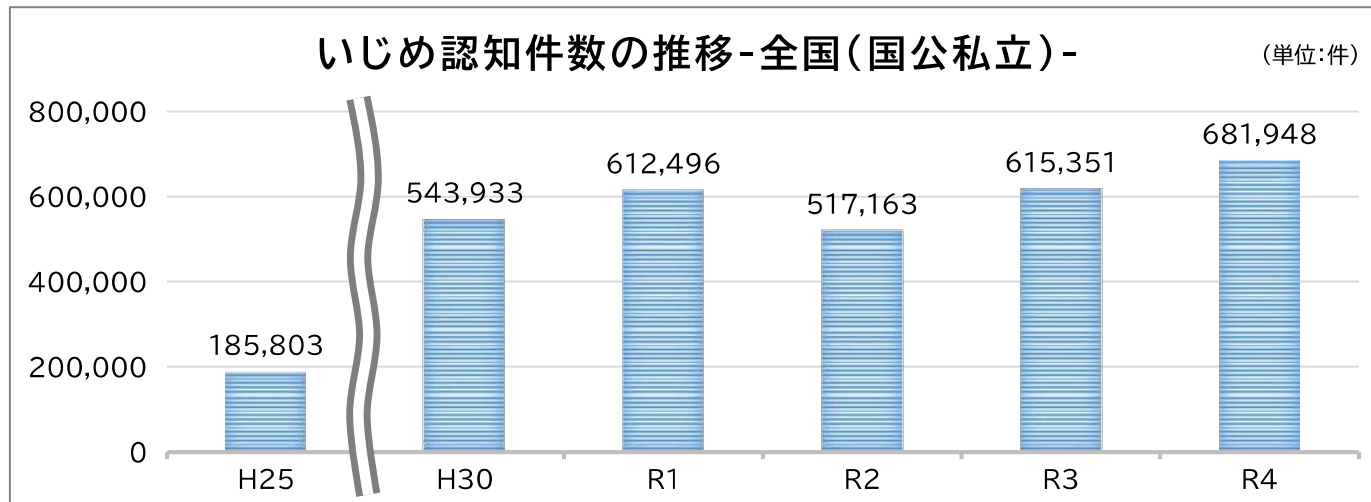
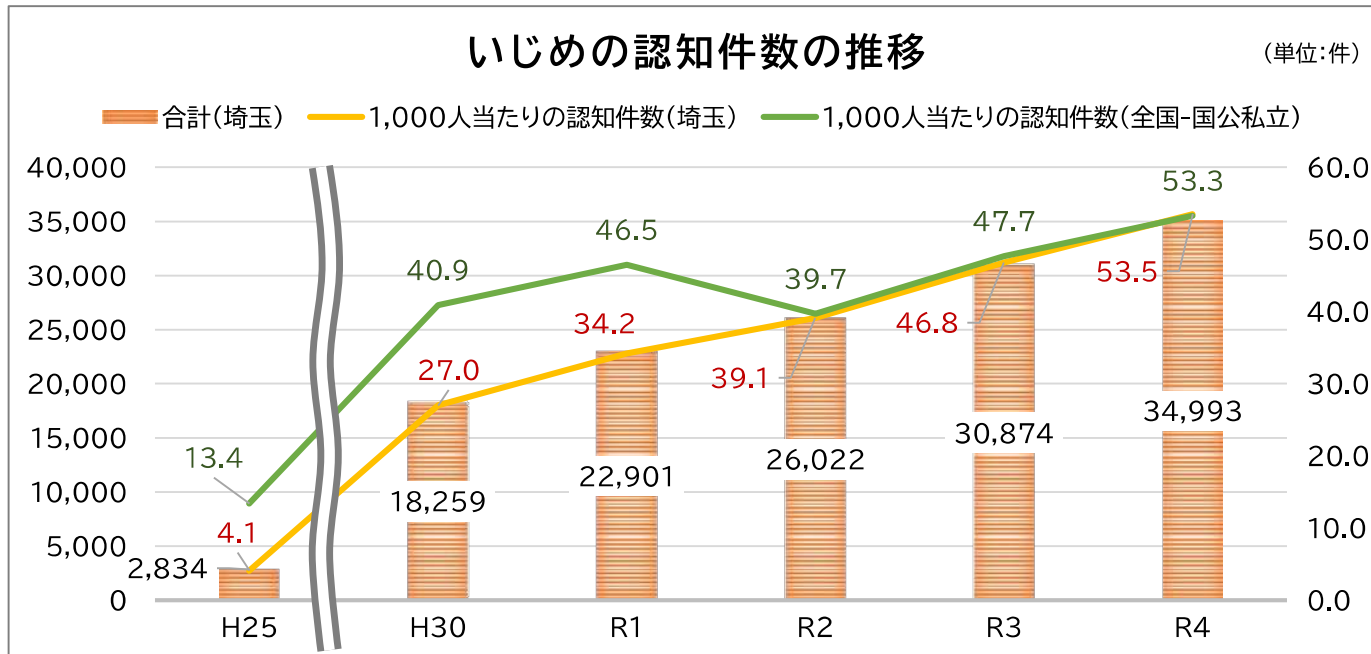
令和6年度 学校医研修会

行政説明資料

令和6年11月17日（日）

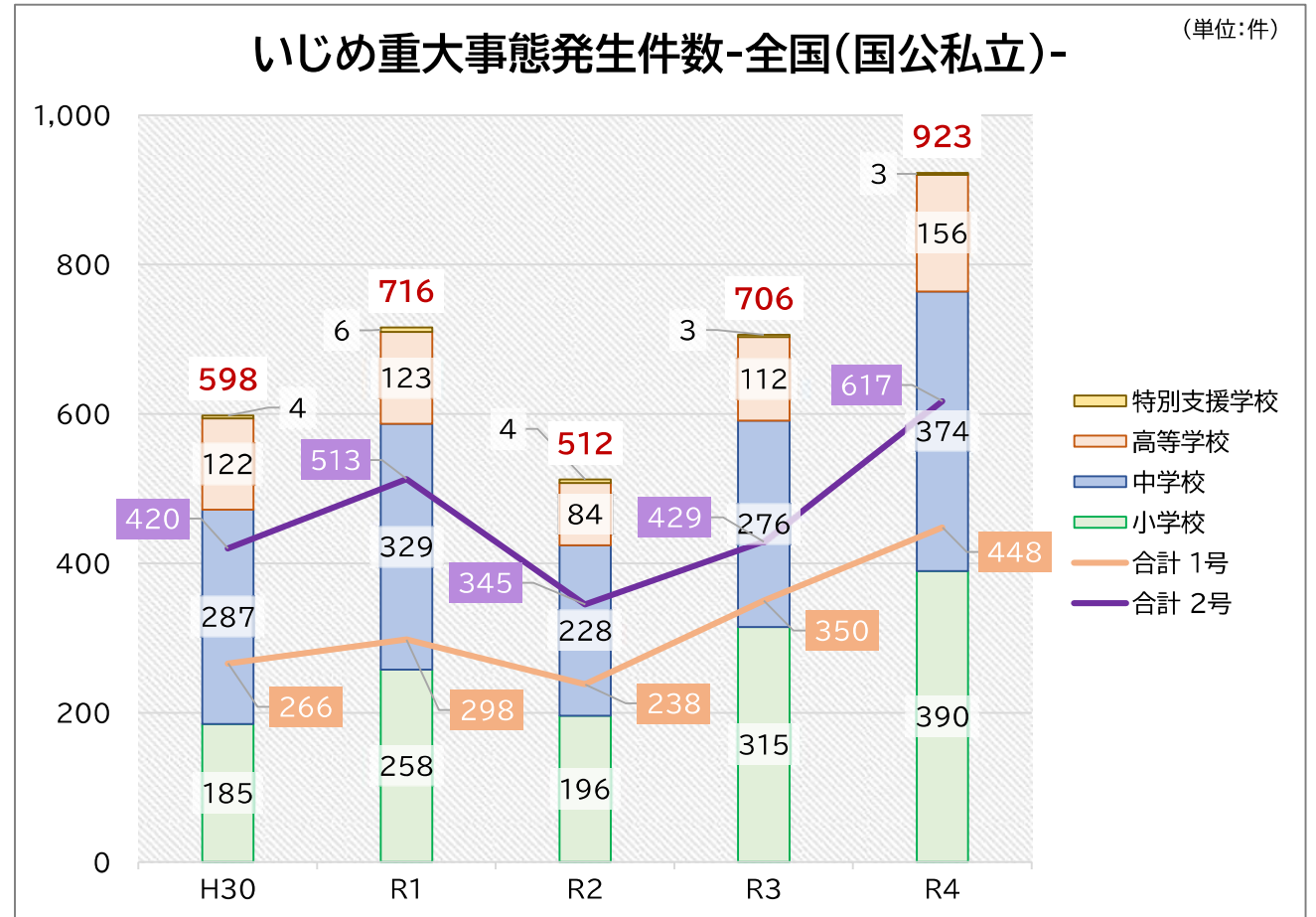
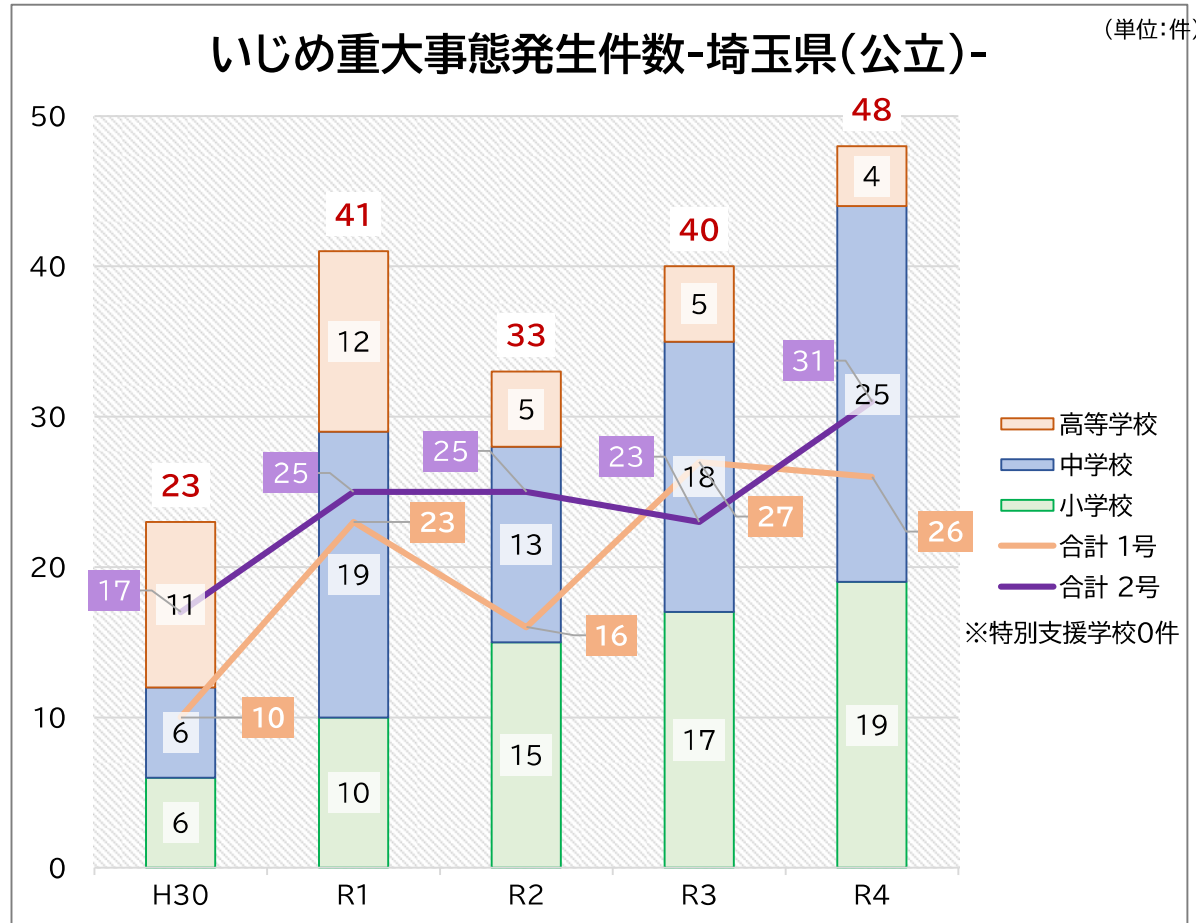
埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課

Ⅱ いじめ (1)-1 いじめの認知件数(全国との比較)



- 埼玉県公立学校全体の件数は前年度比で13.3%増加した。
- 全国の認知件数は、前年度比で10.8%増加した。
- 1,000人当たりの認知件数について、前年度と比べると、小学校で10.1件増加、中学校で4.5件増加した。

Ⅱ いじめ (5)-1 いじめ重大事態発生件数(全国との比較・校種別)

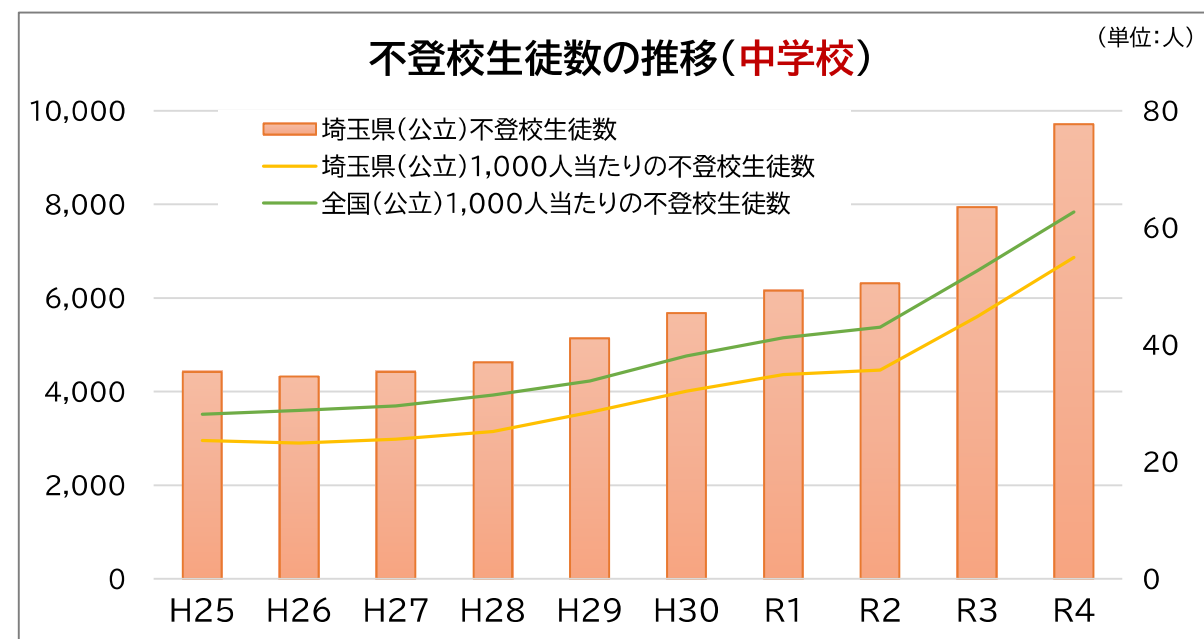
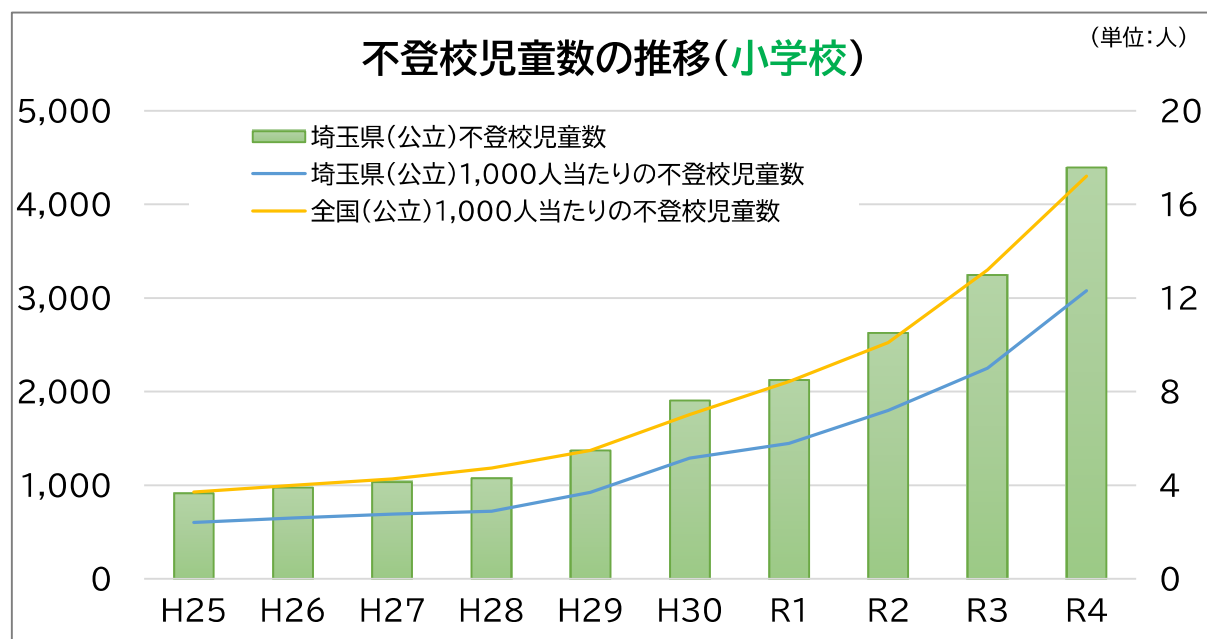


いじめ防止対策推進法第28条第1項

1号:いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2号:いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 埼玉県では、小・中学校で重大事態が増加傾向にある。
- 全国では、令和3年度以降、小・中・高等学校で増加している。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項における1号、2号について、両方に該当する事案もあり、重複して計上した。また、令和3年度以外、2号事案が多い。

Ⅲ 不登校 (1)-1 小・中学校における不登校児童生徒数(経年推移)



不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	2,624	3,244	4,395
中学校	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	6,310	7,934	9,715
合計	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	8,934	11,178	14,110

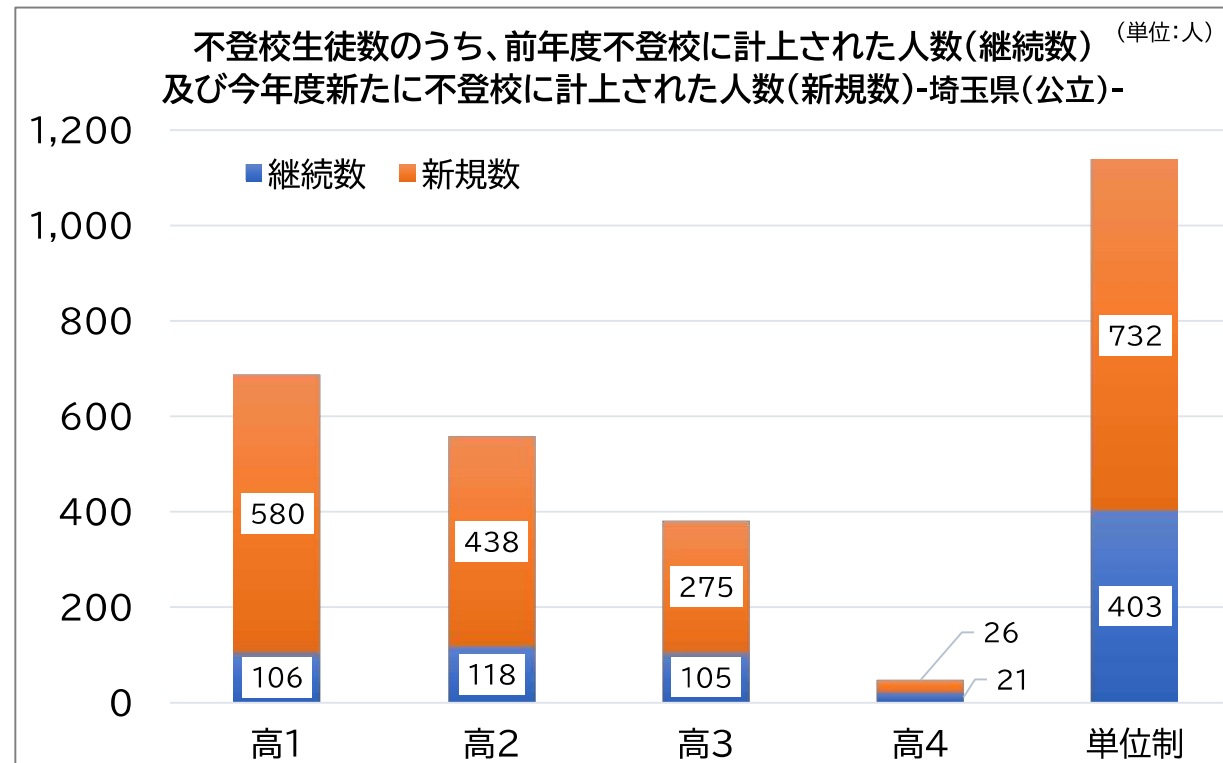
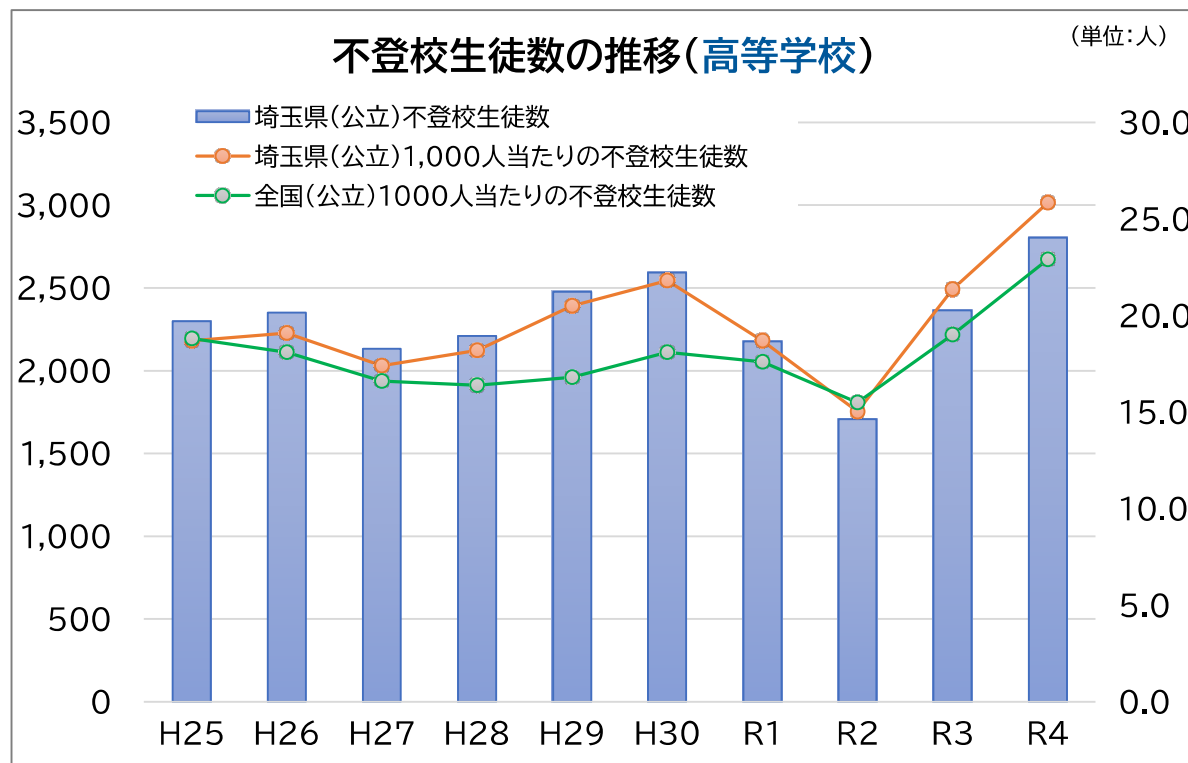
1,000人当たりの不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8	7.2	9.0	12.3
中学校	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9	35.7	44.6	54.9
合計	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2	16.5	20.8	26.4

全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4	10.1	13.2	17.2
中学校	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2	43.0	52.6	62.7
合計	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0	20.7	26.0	32.1

- 不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向である。
- 小・中学校での不登校児童生徒数は14,110人(前年度11,178人)であり、前年度に比べて26.2%増加した。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は26.4人である。(前年度は20.8人)

Ⅲ 不登校 (1)-3 高等学校における不登校生徒数(経年推移・学年別)



不登校生徒数

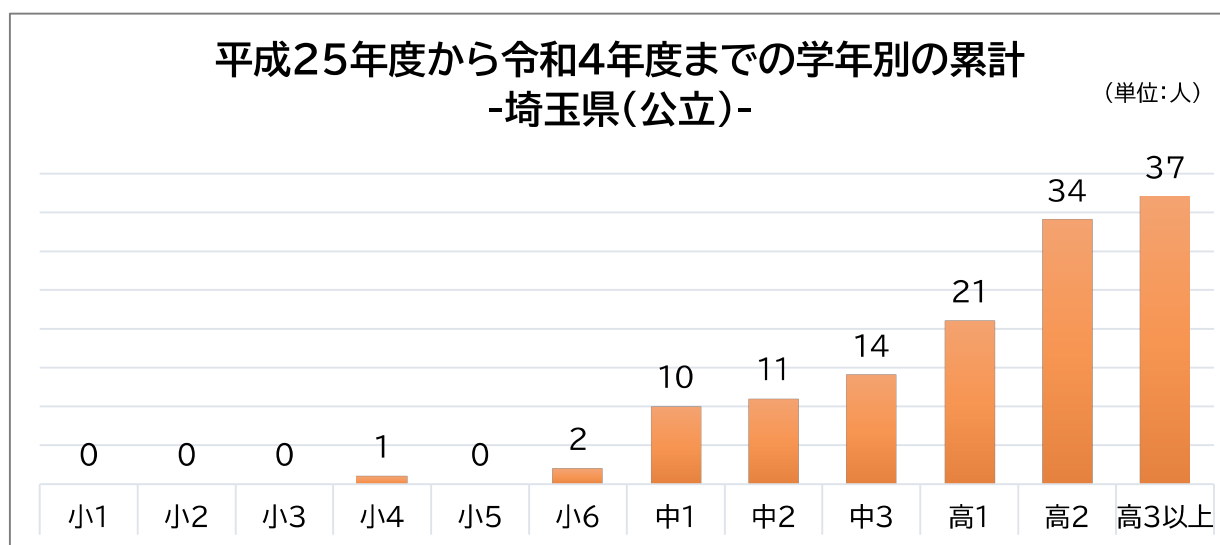
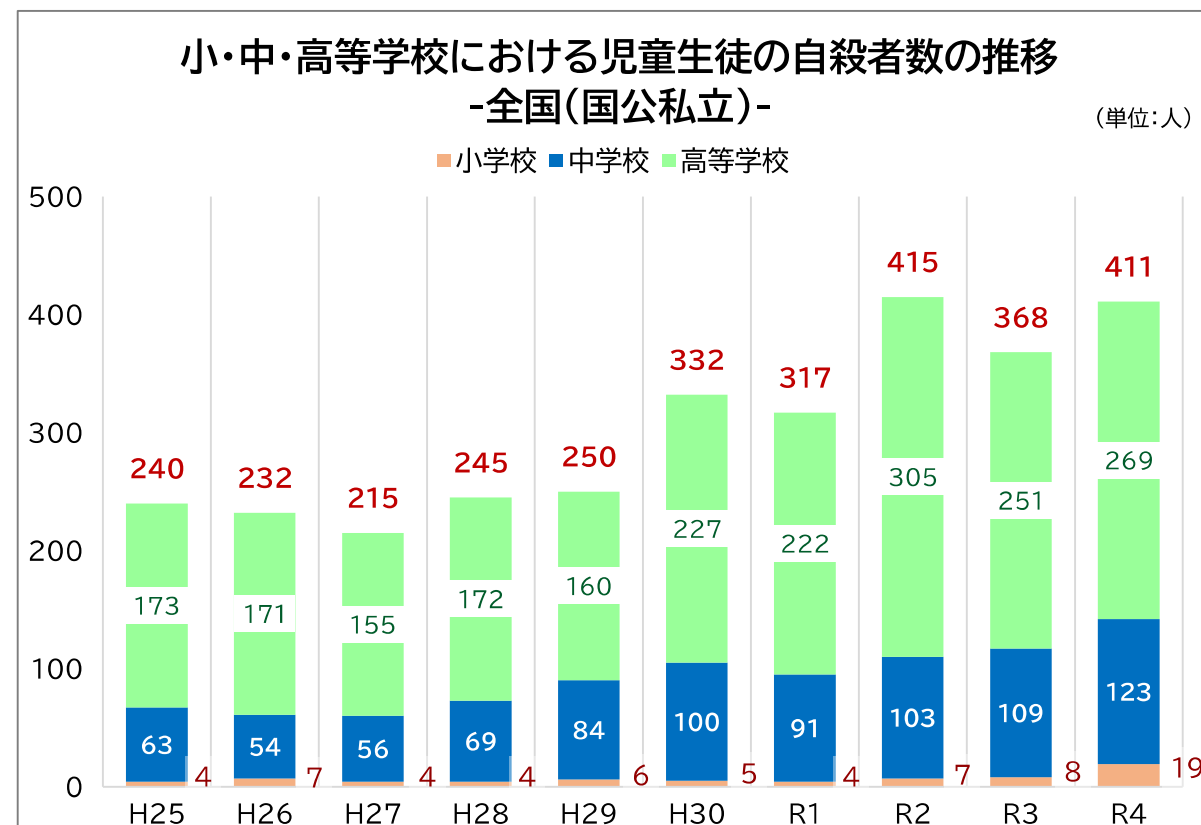
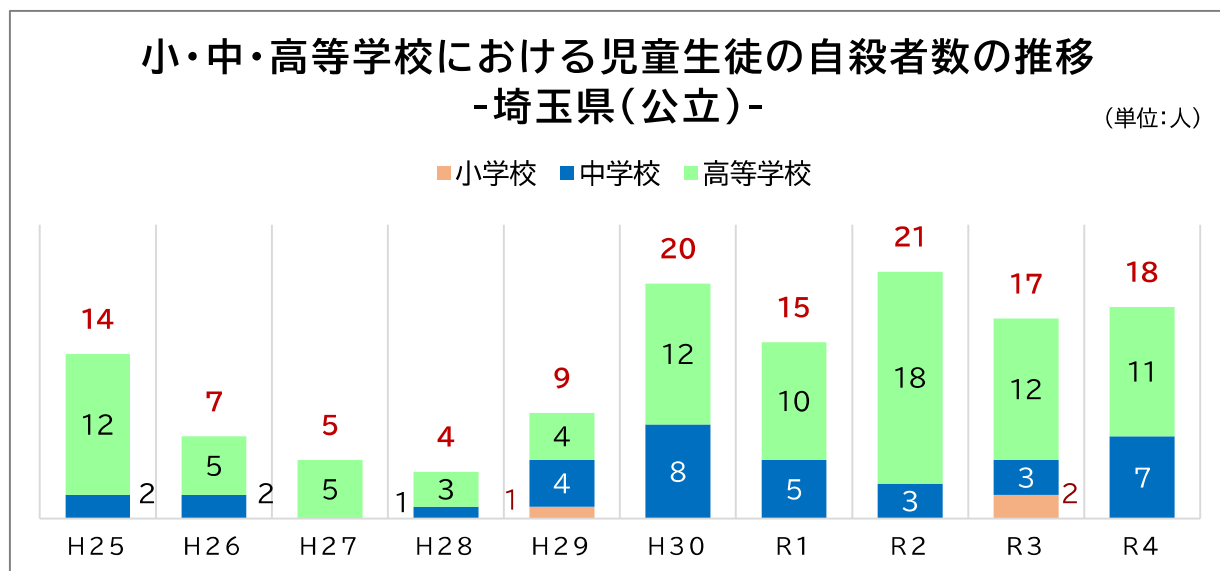
埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179	1,707	2,364	2,804

1,000人当たりの不登校生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7	15.0	21.4	25.8
全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高等学校	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6	15.5	19.0	22.9

- 高等学校における不登校生徒数は、2,804人(前年度2,364人)であり、前年度と比べて18.6%増加している。
- 1,000人当たりの不登校生徒数でも、25.8人(前年度21.4)と増加している。
- 学年を追うごとに不登校生徒数は減少している。1学年の新規数が、他学年に比べて多い。

V 自殺 (1) 自殺者数(全国との比較)



- 年間の自殺者数について、埼玉県公立学校では平成30年度に大きく増加して以降高い水準が続いている。
- 全国でも平成30年度に大きく増加している。令和4年度は411人と、過去10年で2番目に多い人数となっている。
- 過去10年間の累計から年代別にみると、高校2年以上が多い。

埼玉県の主な取組

1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和5年度は、政令市を除く小学校690校、中学校353校、義務教育学校2校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校に配置をしている。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名配置している。その他、総合教育センターに2名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週5日実施している。

2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和5年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校24校に4名、定時制高等学校8校に8名している。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に4名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週2日実施している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。

埼玉県の主な取組

4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度より、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高等学校に在籍している生徒を対象に実施している。

5 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた東京大学大学院との連携協定

- 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、県教育委員会は、令和2年11月に東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース健康教育学分野と連携協定を締結した。
- 児童生徒のメンタルヘルスや自殺予防に関する知識向上を目的とした、教職員向け動画をさいたま市を除く県内公立学校に配信し、各学校は校内研修等で活用している。
- また、令和3年度より「メンタルヘルス研究推進校」を13校(中学校8校・高等学校5校)指定した。児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりすることなどを学ぶ「メンタルヘルスリテラシー授業(SOSの出し方に関する教育)」などに取り組みながら、汎用性の高い取組を県内の学校へ発信していく。

【関連リンク】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/jisatuyobounituite.html>

6 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「I's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

埼玉県の主な取組

7 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減や、教職員の不登校の理解促進のために、「保護者と教員のための不登校セミナー」を年1回計画している。
- 「保護者と教員のための不登校セミナー」では、講演やパネルディスカッションによって、児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、学校復帰又は社会的自立につながる支援に努めている。

※令和4年度は、講演については動画を配信し、相談については「不登校の悩み個別相談会」として開催した。

※令和5年度は、「不登校の子供を支えるためのセミナー」に名称を変更し、講演動画を配信するほか、パネルディスカッション及び不登校の悩み個別相談会を開催した。

8 中途退学に対する関連事業

- 高校生活に関する不安や悩み、中途退学を考える生徒とその保護者及び中途退学者を対象に「高校生活に関する相談会」を年2回計画している。
- 中途退学に至った生徒に対しては、社会から孤立することなく、切れ目のない支援を受けられるようにすることが重要であることから、地域の多様な機関へつなぐことで、切れ目のない支援を行っていく。

学校におけるメンタルヘルスリテラシー向上に向けた取組について

～東京大学大学院との連携協定の取組～

背景・経緯

自殺を含むあらゆる生徒指導上の諸課題の背景には児童生徒の心の不調に起因するものが多い。



子供たちの悩みや不安、心の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化することが必要。



令和2年11月、東京大学大学院と「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実に関する連携協定」を締結。



研究推進校での取組のうち汎用性のあるものを適宜全県に発信することを目指す。

研究推進校での主な取組

* 研究推進校：13校（中学校8校・高等学校5校）

* 指定期間：令和3年度～令和5年度

生徒向け授業

辛いときに助けを求めたり、友人の不調を受け止めたりする方法などを学ぶことを目的に、メンタルヘルスリテラシー授業（SOSの出し方に関する教育）を実施。

担任・養護教諭
保健体育科教諭
（教科担当）

※ 授業実施者の例

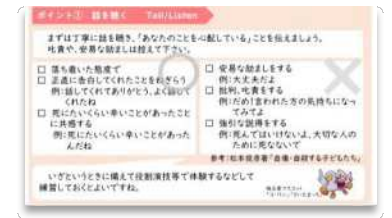


教職員への研修

自殺予防に関する知識、子供たちのSOSを適切に受け止める力の向上などを目的に、動画やハンドブック資料を活用した研修を実施。

生徒の「死にたい」
を聞いたら
どう対応する？

※ 内容の一部



保護者向け啓発

学校と家庭の連携強化を目的に、子供たちの心の健康に関する10分程度の動画を紹介。

子供の話を
否定せず受け止める
ことが大事

※ 内容の一部



心と体のアンケート

子供たちの抱える自殺リスク等の見過ごしを防ぐことを目的に、タブレット端末やスマートフォン等を活用して心や体の状態に関する質問を実施。

日常生活の中に
興味のもてるものが
ありましたか

※ 内容の一部

